

平成 28 年度 【 学園研究費助成金 < B > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ イ バタ ヨウ ヘイ
氏名 井 畑 陽 平

研究期間 平成 28 年度

研究課題名 シェアリング・エコノミーがもたらす競争法上の論点研究

研究組織

	氏 名	学 部	職 位
研究代表者	井 畑 陽 平	現代マネジメント	准 教 授
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200 字～300 字程度で記述)

現在代表する科研費課題のここまでの成果（不公正概念の理論的基礎）を要約すると、取引をきっかけとして入手した諸種の情報（プライバシーに関わることも含む）を活用することでえられる社会的総余剰の増分と、当該情報の利用に伴い生じうる社会的な（個人的な利益の集合をいう）の弊害の増分とを比較衡量することにより、競争の観点に依拠した法規制を正当化するという考え方が、先進諸法域で主流となっていることが明らかとなった。

本研究では、Airbnb や Uber 等、需要者と供給者とのニーズ（情報）を共有（マッチング）させるシェアリング・エコノミーに焦点をあて、上で述べた理論的基礎を応用し、情報の共有にかかる競争法上の研究の基盤を形成することを目的とした。

2. 研究の推進方策 (300 字程度で記述)

本研究では、研究代表者が単独で、米国及び EU 法にかかる判例・学説を主たる検討対象として、シェアリング・エコノミーが抱える競争法上の問題点を整理して、今後の解釈論を展開する予備的作業を行った。

具体的には、以下の二つの作業を行った。第一に、米国及び EU の裁判所判例（一次資料・具体的なケース）の内在的分析、第二に、欧米で実務家・研究者に広く参照される競争法関連の二次資料に依拠したケースにかかる論点整理である。判例等の研究にあたって、研究費を用いて Sullivan, Grimes & Sagers, THE LAW OF ANTITRUST (3rd ed. 2016) 及び Niels, Jenkins & Kavanagh, ECONOMICS FOR COMPETITION LAWYERS (2nd ed. 2015) 等を購入し、考察を深めた。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

世界的な情報技術の発展に伴い(モノのインターネット化=IoTなど最たるものである)、AirbnbやUber等のシェアリング・エコノミーが、急速に、その事業規模を拡大しつつある。わが国の関連する先行研究に限定すると、当該先行研究においては、第一に、競争法上の論点の所在すら十分に共有されているとはいえない「(供給者間の)情報の共有」が内包する法的課題を明らかにした点、第二に、これらの課題に対する競争法に基づく法規制の必要性を説得的に論じてきた点で、大きな功績があった。

本研究は、上の二点について、さらに考察を深めようとするものである。すなわち、供給者間のみでなく、「供給者と需要者との間の情報共有」についての法的分析の前提となる諸論点を整理し、本研究課題の申請者が代表を務める科研費・若手研究(B)で明らかにしてきた課題のここまでの成果を実例に適用しようと試みたところである。本研究は、さらに、次の科研費申請につなげる予備的な作業を行うものであり、現在代表する科研費研究を応用し、補完する関係にもあった。

今回の研究で十分に検討できなかった問題として、シェアリング・エコノミーに関わる学際的な(法学者と経済学者との共著)研究成果が米欧で爆発的に公刊されており、特に、経済学の立場から説明する文献にかかる議論の集約が途上にある。現時点で整理できていない既存の諸学説の議論の集約と考察とは、次年度以降の検討課題としたい。

本研究の成果は、公正取引等の機関誌や紀要等において順次公表して、諸賢の批判を仰ぎたいと考えている。

4. キーワード (本研究のキーワードを1以上8以内で記載)

① シェア	② 多面市場	③ 独占禁止法	④ 競争政策
⑤	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

井畑陽平、意思の連絡と不当な取引制限 (ニンテンドーDS 事件)、別冊ジュリスト、2017年7月(刊行予定)